

京都市訓令甲第 13 号

区 役 所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

別表区長の項第3号中「行財政局組織・人事担当局長」を「行財政局人事担当局長」に改め、同項第13号中「ただし」の右に「, 物品の譲渡, 交換及び寄託の決定及び契約にあつては」を加える。

別表担当区長の項第3号中「行財政局組織・人事担当局長」を「行財政局人事担当局長」に改め、同項第15号中「ただし」の右に「, 物品の譲渡, 交換及び寄託の決定及び契約にあつては」を加える。

別表地域力推進室長の項第1号中「行財政局組織・人事担当局長」を「行財政局人事担当局長」に改め、同項の次に次の1項を加える。

区民部担当部長	(1) 担当事務に係る申請, 届出, 報告, 照会, 回答, 通知等に関すること。
---------	---

別表子どもはぐくみ室長の項第4号中「及び第6号」を「から第11号まで」に、「第24条第1項」を「第22条第1項」に、「保育」を「助産」に改め、同項中第8号を第13号とし、第7号を第12号とし、第6号を第8号とし、同号の次に次の3号を加える。

(9) 法第25条の7第1項第1号の規定による送致に関すること。

(10) 法第31条第1項の規定による保護に関すること。

(11) 法第51条第3号に規定する費用の徴収に関すること。

別表子どもはぐくみ室長の項第5号を同項第7号とし、同項第4号の次に次の2号を加える。

(5) 法第23条第1項の規定による母子保護の実施に関すること。

(6) 法第24条第1項の規定による保育の実施に関すること。

別表課長（総務・防災課長を含む。）の項中「（総務・防災課長）」の右に「及び子どもはぐくみ課長」を加える。

別表担当課長及び室に置く課長の項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 補佐職員の市内出張に係る旅費の支出決定に関すること。

別表総務・防災課長の項第1号及び第4号中「行財政局組織・人事担当局長」を「行財政局人事担当局長」に改める。

別表障害保健福祉課長の項第3号中「支給決定」を「支給の決定、受給者証の交付、支給決定の変更及び支給決定の取消し」に改め、「知的障害のある児童」の右に「(短期入所以外の障害福祉サービスの支給を受けていない児童に限る。)」を加える。

別表保険年金課長の項第2号中「、療養費(」の右に「保健福祉局長が別に定める」を加え、「支給」を「支給決定」に改め、同項第4号中「(区長に権限が委任されたものに限る。)」を「及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律第25条第1項に規定する年金生活者支援給付金に関する事務のうち区長に権限が委任されたもの」に改める。

別表子どもはぐくみ課長の項中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 母子生活支援施設の入所者に係る措置の変更に関すること。

別表京北出張所次長の項第37号中「、療養費(」の右に「保健福祉局長が別に定める」を加え、「支給」を「支給決定」に改め、同項第39号中「(区長に権限が委任されたものに限る。)」を「及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律第25条第1項に規定する年金生活者支援給付金に関する事務のうち区長に権限が委任されたもの」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)